

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

附則

この法律は、令和四年一月一日から施行する。

理由

議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和四年七月三十一日までの間、二割削減することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。